

# 大山千枚田フォト倶楽部 会則

2016年9月

## 第1条(名称)

本会は、名称を「大山千枚田フォト倶楽部」と称する。

## 第2条(事務局)

本会の事務局は、NPO 法人大山千枚田保存会事務局におく。

## 第3条(目的)

本会の結成目的は、NPO 法人大山千枚田保存会と関係し、写真により大山千枚田の魅力と棚田保全の重要性を広く内外に伝えるとともに、会員相互の親睦をはかり写真を撮る楽しさとマナー、写真技術の向上を目的とする。

## 第4条(行事)

本会は、前条の目的を達成するために次の行事を行う。

- 1.年6回のフォトゼミ(勉強会)の開催(フォトゼミの運営詳細は別紙参照)
- 2.千枚田撮影会の開催(運営詳細は別途定める)
- 3.千枚田写真展の開催(出展概要は別途定める)

## 第5条(会員)

本会の目的に賛同し、入会した個人。大山千枚田保存会会員入会を前提とする。

## 第6条(会費・会計)

本会の会費は入会金1,000円、年会費3,000円、フォトゼミ参加費1回1,000円とする。

- 1.年会費は、大山千枚田フォト倶楽部運営費等に充当される。
- 2.会計運営年度は、毎年4月1日から翌年3月末日の1年間とする。

## 第7条(役員・その他)

本会の役員・講師は次の通りとする。

- 1.本会は4名の役員をおく。会長1名、副会長1名、監事1名、事務局理事1名とする。
- 2.事務局理事はNPO 法人大山千枚田理事長とする。
- 3.本会の目的達成のため、講師・作品指導を日本写真作家協会会員、水田稔氏に依頼する。

## 第8条(役員の任期)

- 1.本会の役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2.役員の選出は、期末となる3月に選出する。

## 第9条(総会)

- 1.本会の総会は、期末となる3月とする。また、必要に応じて臨時総会を開催することが出来る。  
総会は、会員の過半数の出席を必要とする。

## 第10条(補足)

1. 本会則は、2016年10月1日より施行とする。  
(2017年7月8日 第一回改正)